

3月25日(日)は、 和水町長選挙 和水町議会議員一般選挙の 投票日です!

任期満了に伴う和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙が3月20日(火)に告示され、3月25日(日)投開票が行われます。

この選挙は、みなさんの意見を町政に反映させる大切な選挙です。大切な一票、みなさんそろって投票しましょう。

投票日などの日程

選挙時登録の基準日

3月19日(月)

選挙期日の告示日

3月20日(火)

立候補の届出

期日 3月20日(火)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 役場本庁 3階大会議室

投票日

期日 3月25日(日)

時間 午前7時～午後7時

開票(選挙会)

期日 3月25日(日)

時間 午後8時30分～

場所 和水町中央公民館

投票ができる人は

平成12年3月26日以前に生まれた人で、平成29年12月19日以前から引き続き和水町に住所を有し、町の選挙人名簿に登録されている人です。

なお、公職選挙法第11条、第252条及び政治資金規正法第28条に規定する欠格事項に該当する人は投票することができません。

最近転入された人

平成29年12月19日までに転入届をし、引き続き和水町に住所を有している人は、町の選挙人名簿に登録されますので投票することができます。

転出された人

今回の選挙では、町の選挙人名簿に登録されていても、町外に転出した人は投票できません。

入場券は郵送します

投票所入場券は、告示日(3月20日(火))頃に各世帯へ郵送します。なお、投票できる要件を満たしている人で入場券が届かない人は、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。また、入場券を紛失した場合は、選挙管理委員会又は投票日に所定の投票所の受付にお申し出ください。

なお、入場券が手元にない場合でも、本人確認のうえ投票できますので、投票所の係員に申し出てみてください。

この制度を利用するためには、「郵便等投票証明書」の交付を事前に受ける必要があります。交付・再交付には数日程度かかりますので希望する人は、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、請求書に「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日の4日前【3月21日(水)】までに請求してください。

代理投票

自分で投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをしますので、投票所の係員までお申し出ください。

点字投票

目の不自由な人は、点字を用いて投票することができます。投票所には、点字器を備えてあります。点字器を備えてありますが、使い慣れたご自分の点字器をお持ちいただいても結構です。投票所の係員にお申し出ください。

なお、代理・点字の投票は期日

期日前投票・不在者投票

選挙は、有権者が投票日に自分で投票所に行き投票するのが原則です。しかし、投票日当日、仕事や冠婚葬祭で投票所に行くことができない人、またはレジャーや買い物などの私用で投票日に投票区内にいない人、もしくは病気やケガ、妊娠などの理由で歩行が困難な人(投票日当日このような事由が見込まれる人)などは、期日前投票、または不在者投票をすることができま

○期日前投票所での投票

期間 3月21日(水)～24日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場本庁 町民ホール
三加和総合支所
町民相談室

○指定病院・施設等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所中の人は、その施設で投票することができます。投票を希望する人は、各施設にお問い合わせください。

なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

○滞在地での不在者投票

国内に長期出張などで、投票日に投票所へ行くことができない人は、滞在する最寄りの市区町村選挙管理委員会です。希望する人は、まず和水町選挙管理委員会に投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき投票用紙等を郵送しますので、最寄りの選挙管理委員会へ持参し、投票してください。郵送に日数がかかりますので、請求はお早めにお願います。

なお、投票用紙等の請求は、告示日前でもできます。

※投票時間は、不在者投票を行う選挙管理委員会へお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体に重度の障害等があり、投票所へ行くことができない人は自宅等で投票することができます。この制度は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、一定の障害等に該当する人が利用できます。

選挙についての問い合わせ先
和水町選挙管理委員会
☎0968・86・5720

